

神奈川県意欲と能力のある林業経営者の公募・公表要領

(趣旨)

第1 この要領は、「森林経営管理法（平成30年法律第35号）（以下「法」という。）」、「森林経営管理法施行規則（平成30年農林水産省令第78号）」、「森林経営管理法の運用について（平成30年12月21日付30林整計第713号林野庁長官通知）」、「森林経営管理制度に係る事務の手引きについて（平成30年12月21日付け30林整計第714号計画課長通知）」の規定において、経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者の公募から公表までの必要な事項について、定めるものとする。

(定義)

第2 意欲と能力のある林業経営者とは、知事が本要領に基づき公募し、法第36条第2項に規定されている要件に適合するか審査して、名簿に登録し、公表した民間事業者のことをいう。

2 民間事業者とは、自己又は他人の保有する森林において、事業主自ら、もしくは直接雇用している現場作業職員により又は他者への請負により、造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている事業者であり、森林組合・会社・個人経営等の組織形態は問わないものとする。

(公募の実施)

第3 知事は、毎年1回、神奈川県全域を対象として、経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者を公募するものとする。

2 公募の方法は、県のホームページを用いて行うものとし、公募の期間は、公募の開始の日から30日間とする。

(応募申請者の要件)

第4 応募申請の対象者は、県内に事業所が存在し、法第2条第5項に規定される経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者（以下「応募申請者」という。）であること。なお、事業所とは、それぞれ独立して雇用管理を実施し得る区分を指し、労働基準法の事業場をいう。

(応募申請の方法)

第5 応募申請者は、公募の際に定める期日までに、知事に、別紙1の提出書類一覧に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を、提出するものとする。

2 申請書類の内容は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 経営管理実施権の設定を受けることを希望する市町村（様式1）

- (2) 基本情報に関する情報（様式2）
 - ア 基本情報（商号又は名称、代表者氏名等、主たる事務所の所在地）
 - イ 組織に関する情報（職員数等）
 - ウ 雇用管理体制に関する情報（雇用管理者の選任、雇用に関する文書の交付、社会・労働保険等への加入状況等、雇用の賃金形態）
 - エ 技術者・技能者数に関する情報
 - オ 資本装備に関する情報（林業機械の導入状況）
 - (3) 効率的かつ安定的な経営管理を行う能力に関する情報
 - ア 素材生産量の増加又は維持に関する情報（事業区域・事業実績に関する情報）
 - イ 生産管理又は流通合理化等に関する情報
 - ウ 施業の集約化及び造林・保育の省力化・低コスト化に関する情報
 - エ 主伐後の再生林の確保に関する情報
 - オ 素材生産及び造林・保育の実施体制の確保に関する情報
 - カ 伐採・造林に関する行動規範の策定等に関する情報
 - キ 雇用管理の改善及び労働安全対策に関する情報
 - ク コンプライアンスの確保に関する情報（様式3）
 - ケ 常勤役員の設置に関する情報
 - (4) 経理的な基礎に関する情報（様式4）
 - ア 貸借対照表及び損益計算書の要旨に関する情報
 - イ 自己資本比率及び経常利益金額等に関する情報
 - ウ 経理区分に関する経理方法に関する情報
 - (5) その他、適合基準の内容が確認できる書類
- 3 知事は、必要に応じて適合基準の確認にあたり必要な情報提供を求めることができるものとする。

（推薦の照会）

第6 知事は、第5の2(1)から(5)に掲げる申請書類の情報を整理し、応募申請者が経営管理実施権の設定を受けることを希望する市町村長（以下「関係市町村長」という。）に対し、様式1～4を提示し、様式5-1より推薦の照会を行う。

（市町村の推薦）

第7 市町村長は、知事から提示のあった応募申請者の中から、意欲と能力のある林業経営者にふさわしい者を様式5-2に推薦の理由の根拠資料を添えて、知事に推薦することができる。

(適合の基準)

第8 知事は、応募申請者が、法第36条第2項に規定する要件に適合するか否かを判断するために、別紙2「神奈川県意欲と能力のある林業経営者の適合基準」(以下「基準」という。)を定めるものとする。

(名簿の登録)

第9 知事は、第5の1による応募申請があった場合において、申請書類の内容が基準に適合すると認められるときは、該当する応募申請者を意欲と能力のある林業経営者とする。なお、第7により市町村長から推薦があった場合は、その意向を踏まえるものとする。

2 知事は、第9の1の規定により、次に掲げる項目について、神奈川県意欲と能力のある林業経営者名簿(様式6)(以下「名簿」という。)に登録するものとする。

(1) 基本情報(商号又は名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地)

(2) 登録番号、登録年月日、登録期間、変更登録年月日

(3) 経営管理実施権の設定を受けることを希望する市町村

3 名簿の登録の有効期間は、有効期間開始日の属する年度を1年目と起算し、5年目の年度末までの期間とする。

4 知事は、第9の1の規定により適否の判断をした場合は様式7により、名簿を公表する前に意欲と能力のある林業経営者に通知する。市町村への通知は、名簿の公表をもって代えるものとする。

(名簿の公表)

第10 知事は、第9の2の規定に基づき登録を行ったときは、県ホームページにおいて、名簿を公表する。なお、名簿の内容に変更があった場合も同様とする。

(変更の届出)

第11 意欲と能力のある林業経営者は、名簿の登録後において、第5の2(2)ア 基本情報について変更があったときは、様式8-1により遅滞なく知事に届け出るものとする。ただし、意欲と能力のある林業経営者のうち、林業労働力の確保の促進に関する法律第5の1に基づき作成した改善計画を知事に認定された者にあつては、神奈川県林業事業体認定要綱第5の1に定める改善計画変更届出書をもって代えることができる。

2 知事は、前項の規定による届け出があった場合は、様式8-2により当該意欲と能力のある林業経営者に通知するとともに、様式8-3により関係市町村長に通知するものとする。

(変更の申請)

第 12 意欲と能力のある林業経営者は、名簿の登録後において、第 5 の 2 (1) および (2) イ から (5) に関する情報について直近の内容に変更したい場合は、様式 8-1 により知事に変更申請を行うことができる。ただし、第 5 の 2 (3) ク・ケ及び (4) ア・イに関する情報について適否に関わる変更があったときは、事由の発生後速やかに様式 8-1 により知事に変更申請を行うものとする。

2 知事は、前項の規定による変更申請があった場合は、申請書類の内容が基準に適合すると認められるときは、第 11 の 2 に準ずるものとする。ただし、当初の登録期間の変更は行わない。再判断の結果、不適合である場合は登録の取り消しとし、第 13 の 2 に準ずるものとする。

(登録の取消)

第 13 知事は、意欲と能力のある林業経営者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

- (1) 基準番号 8 から 10 のいずれかを満たさないことが確認された場合
- (2) 意欲と能力のある林業経営者が個人の場合にあってはその死亡、法人の場合にあってはその消滅、解散等が確認された場合
- (3) 意欲と能力のある林業経営者からの申出があった場合 (様式 9-1)
- (4) 申請書類又は変更届出等の内容に虚偽の記載が確認された場合
- (5) その他知事が判断した場合

2 知事は、前項の規定による登録の取消をしたときは、様式 9-2 により登録を取り消す旨を当該意欲と能力のある林業経営者に通知するとともに、様式 9-3 により関係市町村長に通知するものとする。ただし、前項 (2) の場合にあっては、関係市町村長への通知のみとする。

3 知事は、当該意欲と能力のある林業経営者名及び登録を取りやめるに至った理由を、県ホームページを用いて公表するものとする。

(実施状況の報告)

第 14 意欲と能力のある林業経営者は、様式 2 に掲げる今後の目標及び取組について、年度末時点での実施状況について、様式 10-1 及び 10-2 (令和元年及び 2 年度に登録された林業経営者は様式 10-3) により、毎年度 8 月末までに知事に報告するものとする。

2 知事は、前項の報告内容を確認し、目標及び取組等に改善が必要と認められる場合は、意欲と能力のある林業経営者に対して指導助言等を行うことができるものとする。

(書類の提出)

第 15 この要領に基づく書類の提出は、応募申請者の主たる事業所が所在する地域を所管する各地域県政総合センターまたは横浜川崎地区農政事務所を経由して、正副各 1 部を知事に提出するものとする。

附 則 この要領は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、令和 7 年 11 月 12 日から施行する。

附 則 この要領は、令和 8 年 6 月 19 日から施行する。